



市議 幸野おさむ 042-324-0588



市議 中山ごう 042-323-9581



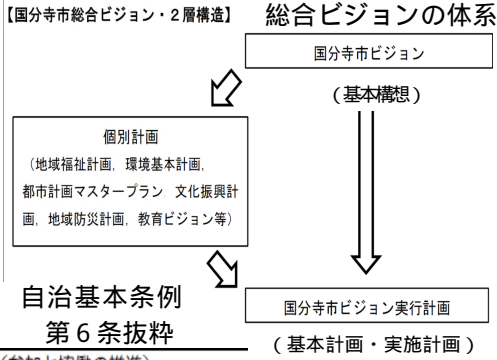
市議 岡部ひろあき 042-571-4647



自治基本条例違反や人権無視が横行

国分寺市の民主主義・立憲主義が問われる事態に

9月議会 閉会



計画評価も問題だらけ 日本共産党は、総合ビジョン

策定過程や前提の

事が掲載されました。

10月1日号の市報に「国分

寺市総合ビジョン（総合ビジョ

ン）の基本構想にあたる

「国分寺市ビジョン」の策定

に向けて、市民説明会とパブ

リックコメントを募集する記

事が掲載されました。

しかし、今議会の決算特別

委員会の審議では、総合レ

ジヨンの大前提となる

べき、現在の第4

次長期総合計画と比較して、

あまりにも後退していること

を6月の議会で指摘してきま

した。

第4次長期総合計画は、2

007年度、2016年度ま

での計画を定めた市の最上位

計画で、その「基本構想」で

は行政の理念として自治基本

条例の精神を掲げています。

にもかわらず「基本構想」

の「評価」自体さえ、行わな

第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。

(1) 基本構想及び基本計画その他の基本的政策を定める計画並びにこれらに基づく実施計画（以下「基本構想及び基本計画等」といいます。）の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

については、市民参加の計画、評価、基本構想、基本計画、次長期総合計画の策定

総合ビジョン(次期長期総合計画) 市長と行政の独断か 策定は

9月1日から9月30日までの市議会・第三回定例会（9月議会）は開会し、2015年度決算は、賛成多数（日本共産党のみ反対）で可決されました。

しかし、審議を通じて、国分寺市の憲法といわれる自治基本条例の違反や説明責任の放棄の事実が続出するなど、市政の民主主義と立憲主義が驚くべきほど後退している現状が浮き彫りになりました。

井沢市政の独断をストップさせて、市民が主役の、新しい市政をつくる取り組みが急務になっていきます。

基本条例・第6条に明確に違反しています。（左上条文参照）

しかし、国分寺市の理念ともいうべき「基本構想」に関する「評価」そのものさえ、行わない方針であることも強弁しています。

第4次長期総合計画は、2007年度、2016年度までの計画を定めた市の最上位計画で、その「基本構想」では行政の理念として自治基本条例の精神を掲げています。

にもかわらず「基本構想」の「評価」自体さえ、行わないという問題だけに、例違反という問題だけに、とどまりません。行政運営の「基本」であるPDCAサイクル（評価はCheckのC）を無視したものであり、行政の健全な運営を投げ捨て、市民に対する責任を根底から放棄



するものです。これら以外にも、公共施設等総合管理計画の策定や、これに基づく公共施設適正再配置計画の策定過程などにおいて、自治基本条例を蹂躪する事態が相次いでいます。

市民の力を大きく このような状況の中で、国分寺市ビジョン（案）の市民説明会とパブリックコメントが始まっています。

しかし前述したように、国分寺市が示した国分寺市ビジョン（案）は、十分な市民参加のもとでつくられたものではありません。市長や行政が、自分たちの都合によって、自分たちの進めやすいように、つくられており、現計画の基本構想や基本計画に定められた自治基本条例の精神「市民参加」や「協働」「情報の共有」の後退は必至です。

市政の暴走をくい止めるため、市民の声と運動が必須になっていきます。

2016年国分寺市議会総会

催物 あんない

- 一部 市民運動から市長候補へ 元狛江市長候補 平井里美さん
二部 総会
日時・10月29日(土) 14:00~
場所・国分寺労政会館

きぶき 9月議会が閉会すると、街はずすかり秋の空気が漂います。9月議会は、一般質問や各委員会に加え、決算特別委員会が連日深夜まで行われました。開会期間中は、毎年お神輿を担がせて頂く本多八幡神社の例大祭が重なり、全身筋肉痛、満身創痍状態で議会に出席することになります。また、敬老の日に行われる敬老会で、お年寄りから元気をもらい、のぞみ園やつくしんぼで行われる「けやきフェスタ」で、息子たちを遊ばせるのも恒例化しつつあります。翌日、長男がおたふくかせになり、病院への送迎任務も付加されるなど、毎年のごとですが、9月議会は、さながら、異種格闘技・市議会と化します。そんなこんなで、市議会が閉会した後は、第二中学校の運動会に加え、障害者・障害児の運動会、老人クラブ・市労連の運動会と、市のオリ・パラリンピックを堪能し、今度は長男の幼稚園最後の運動会です。気持ちいい秋の空気を、さうそうと駆け抜ける子どもたちの姿は、成長を実感する素晴らしい機会です。見ると私も一緒に走りたくなってしまうのは、子どもじみているでしょうか。応援に徹します。幸野 おさむ

人権侵害の国分寺まつり問題 市の対応は「未だ」「未だ」「今後未定」

国分寺まつり問題とは、2014年度と2015年度に行われた国分寺まつりにおいて、国分寺9条の会や、Bye Bye原発の会、ちよつと待つて原発の会/国分寺の3団体が、「政治的な意味合いのある」出店だからという理由で、出店を拒否されてしまっている問題です。

東京弁護士会が要望書

このことに関して、東京弁護士会は、今年8月、国分寺市や国分寺まつり実行委員会が、出店を拒否したことは「表現の自由の侵害」すなわち「人権の侵害」であると断罪し、今後、出店を拒否しないよう実行委員会に要望書を提出するとともに、国分寺市に対して、実行委員会に出店を拒否しないよう働きかけることを求める要望書を提出しました。

市の対応は、不誠実

9月27日の市議会・決算特別委員会で、日本共産党の幸野市議は、このことに関して、「東京弁護士会からの要望書に対応すべきだ」と求めたところ、担当課長は、要望書を受け取ってから1カ月以上もたつのに、いまだに「検討は行っていない」と答弁しました。

続けて幸野市議が「早急に対応を検討すべきだ」と追及したところ、「今後についても（検討するか）未定だ」と答弁し、驚く

べき不誠実な態度を示しています。

東京弁護士会は、弁護士法に定められた、全国の単位弁護士会の中でも最大の弁護士会であり、7000人を超える会員をもち、国分寺市も付属機関の委員の推薦などの際には東京三弁護士会を通じて様々協力を依頼している弁護士会であります。

この要望書は、その東京弁護士会からの会長名で出されている要望書であることと同時に、国分寺市と実行委員会に対して「人権侵害」を是正するべき、と憲法違反を厳しく指摘されているものであり、一般的な要望とは全く重要性が異なる要望書です。

にもかかわらず、この重大な要望書に対し、何の回答もしなければ、検討もしないというのは、国分寺市の見識が厳しく問われることとなります。

市議会・超党派で要望書

9月30日の市議会閉会后、市議会・超党派の有志11名の連名で「東京弁護士会からの文書の対応について」と題した要望書を、担当の市民生活部長に提出しました。

要望書では「東京弁護士会の見解に対し、速やかに回答をお願いする」と求めています。

子どもの医療費助成に対する減額調整措置の 早期見直しを求める意見書が全会一致で可決

本意見書については、日本共産党国分市議団が提案し、各党派の皆さんから意見をいただき、最終的に調整をしたうえで、本会議に上程、全会一致で可決することができました。

差はあるものの、全国どこの自治体でも実施している子どもの医療費助成制度ですが、実はこの実施によっ

て、国民健康保険制度における国の補助金を減額するというペナルティーを国が自治体に課しています。

この理不尽なペナルティーをやめてほしいという意見書を、国分寺市議会として国に対して提出するというものです。国分寺市では所得制限の撤廃など、さらなる制度の拡充に向けて検討を開始しています。

子どもの医療費助成に対する減額調整措置の早期見直しを求める 意見書（案）

現在、少子化対策は、喫緊の課題となっている。そのような状況の中、子育て家庭の経済的負担を軽減することは、少子化対策の重要施策であることから、全ての都道府県で子どもの医療費への補助を実施している。さらに、市区町村が独自の財源を上乗せして、子どもの医療費の窓口負担の軽減を図っている。国分寺市においては、子育て支援を目的に乳幼児及び児童に係る医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期診断、早期治療を目指し、乳幼児及び児童の保健の向上と健全な育成を図ってきた。

さらに、国分寺市は、子どもの医療費助成における所得制限の撤廃により一層子どもの医療費助成を充実させるため検討しているところである。

国は、こうした地方自治体による医療費助成（現物給付方式）の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国民健康保険制度の国庫負担を減額する措置を講じている。

政府は、現在、この減額調整措置の見直しの検討を進めているところであるが、その検討作業を遅滞なく進めていただきたい。

よって、国分寺市議会は、減額調整措置の早期見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日提出

東京都国分寺市議会